琉球大学学術リポジトリ

米軍基地による環境変化が与える自然および社会への影響に関する複合的研究

メタデータ	言語: 出版者: 藤田陽子 公開日: 2015-10-15 キーワード (Ja): 日米安全保障, 海外駐留米軍基地, 環境と社会, 環境影響評価, 社会・経済的影響, 米軍海外駐留基地, 自然的・社会経済的影響 キーワード (En): 作成者: 藤田, 陽子, 我部, 政明, 前門, 晃, 桜井, 国俊, Fujita, Yoko, Gabe, Masaaki, Maekado, Akira, Sakurai, Kunitoshi メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/32134

土壌環境保全法施行規則

2014年4月30日　環境省令第553号
2014年4月30日　他法改正

所管：環境省土壌地下水課

第1条（目的） この規則は、「土壌環境保全法」及び同法施行令から委任された事項とその施行に関して必要な事項を規定することを目的とする。 <改正 2005.6.30>

第1条の2（土壌汚染物質）「土壌環境保全法」（以下「法」という）第2条第2号の規定による土壌汚染物質は、別表1のとおりである。 <改正 2005.6.30>
【本条新設 2001.12.31】

第1条の3（特定土壌汚染管理対象施設） 法第2条第4号の規定による特定土壌汚染管理対象施設は、別表2のとおりである。
【本条新設 2001.12.31】
【見出し改正 2005.6.30】

第1条の4（土壌精密調査） 法第2条第6号の規定による土壌精密調査は、土壌汚染が発生した場所及びその周辺地域の土地利用用途、汚染物質の種類・特性及び汚染物質の拡散の可能性等を勘案して最も適切な方法によって調査しなければならず、具体的な土壌精密調査の方法は環境省長官が定めて告示する。 <改正 2011.10.6>
【全文改正 2005.6.30】
【第4条から移動、従前の第1条の4は第1条の5に移動<2005.6.30>】

第1条の5（土壌汚染憂慮基準） 法第4条の2の規定による土壌汚染憂慮基準は、別表3のとおりである。
【本条新設 2001.12.31】
【第1条の4から移動<2005.6.30>】

第2条（土壌汚染度測定網の設置） 環境省長官は、法第5条第1項の規定によって測定網を設置するときは、全国の国土を一定単位で区画化して設置するが、畑・水田・林野・公園等土地の用途を考慮して測定地点の数を調整することができる。 <改正 2009.6.25>
【全文改正 2001.12.31】

第3条（土壌汚染実態調査）①特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事（以下「市・道知事」という）又は市長・郡知事・区長（自治区の区庁長をいう。以下同じ）は、法第5条第2項の規定によって土壌汚染実態調査を行うときは、工場・産業地域、廃金属鉱山、廃棄物埋立地域、射撃場及び廃枕木使用地域周辺等土壌汚染の可能性の大きい場所を選定して調査しなければならない。 <改正 2005.6.30、2009.6.25、2011.10.6>

②市長・郡知事・区長は、法第5条第2項の規定によって別紙第1号書式の土壌汚染実態調査結果報告書を毎年12月31日までに市・道知事に提出しなければならず、市・道知事は、自身が行った土壌汚染実態調査の結果及び市長・郡知事・区長が報告した土壌汚染実態調査の結果を取りまとめて別紙第1号書式の土壌汚染実態調査結果報告書を翌年1月31日までに環境省長官に提出しなければならない。<改正 2005.6.30>

③土壌汚染実態調査の方法・手続き等に関して必要な細部事項は、環境省長官が定める。

【全文改正 2001.12.31】

第4条（土壌精密調査地域）法第5条第4項第3号ホの規定による地域は、次の各号のとおりである。 <改正 2013.5.31>

1「国防・軍事施設事業に関する法律」第2条の規定による国防・軍事施設とその周辺地域

2「鉄道産業発展基本法」第3条第2号の規定による鉄道施設とその周辺地域

3 次の各目の施設とその周辺地域

イ.「石油及び石油代替燃料事業法」第2条第7号の石油精製業者の石油精製施設及び貯蔵施設

ロ.「石油及び石油代替燃料事業法」第2条第8号の石油輸出入業者の石油貯蔵施設

ハ.「石油及び石油代替燃料事業法」第2条第9号の石油販売業者の石油貯蔵施設及び販売施設

ニ.「石油及び石油代替燃料事業法」第2条第14号の石油代替燃料の製造・輸出入業者の石油代替燃料製造施設及び貯蔵施設

ホ.「石油及び石油代替燃料事業法」第2条第15号の石油代替燃料販売業者の石油代替燃料貯蔵施設及び販売施設

4 自然に起因する土壌汚染物質が検出される地域

5 自然災害等によって土壌環境が変化して土壌精密調査が必要だとの土壌環境専門家の意見のある地域

【本条新設 2011.10.6】

第5条（測定網設置計画の告示）①法第6条の規定によって環境省長官が告示する測定網設置計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。 <改正 2001.12.31>

1 測定網の設置時期

2 測定網の配置図

3 測定地点の位置及び面積
②測定網設置計画の告示は、最初に測定網を設置する日の3月前に行わなければならない。

第5条の2（表土の浸食状況調査） ①環境省長官は、法第6条の2の規定による表土の浸食状況及び程度に対する調査を行う場合には、モニタリング、資料調査及び浸食量算定等の方法によって実施しなければならない。
②第1項の規定による調査には、次の各号の事項を含まなければならない。
1 位置、標高、地形（傾斜度、傾斜長）
2 土地利用現況
3 土性、容積密度、有機物含量、土壌構造、透水等級
4 降雨特性
5 植生及作物栽培の現状
6 表土の流失防止及び復元対策等管理状況
7 土壌浸食量
③その他第1項の規定による調査に必要な詳細事項は、環境省長官が定めて告示する。
【本条新設 2011.10.6】

第5条の3（地方公共団体の浄化費用負担） 法第6条の3第2項後段の規定によって環境省長官が地方公共団体に負担させることができる費用は、土壌浄化等に要する費用総額の100分の50以内とする。
【本条新設 2011.10.6】

第5条の4（土壌浄化計画の策定） ①環境省長官は、法第6条の3第3項の規定による土壌浄化計画を策定する場合には、同条第1項の土壌精密調査の結果、確認された土壌汚染の程度を反映して土壌浄化の優先順位を決めなければならない。
②法第6条の3第3項第4号の「環境省令で定める事項」とは次の各号のとおりである。
1 施設の改善及び汚染の拡散防止等の応急措置計画
2 浄化後の敷地活用計画
【本条新設 2011.10.6】

第6条（損失補償請求書）「土壌環境保全法施行令」（以下「令」という）第5条第2項の規定による損失補償請求書は、別紙第2号書式による。 <改正 2005.6.30>

第7条（裁決申請書） 令第5条第4項の規定による裁決申請書は、別紙第3号書式による。

第7条の2（周辺地域） 法第10条の2第1項の「環境省令で定める地域」とは、土壌汚染

管理対象施設敷地の境界線から1メートルまでの地域をいう。ただし、法第23条の2の規定による土壌関連専門機関（以下「土壌関連専門機関」という）は、土壌汚染管理対象施設の種類並びに規模及び汚染物質の拡散の可能性、地下水の流れの方向、障害物の有無等の地域的特性等を勘案して周辺地域の範囲を調整することができる。 <改正 2008.7.30、2011.10.6>
【本条新設 2001.12.31】

第8条（特定土壌汚染管理対象施設の設置届） 令第6条第1項の規定による特定土壌汚染管理対象施設設置届（電子文書化された届を含む）は、別紙第4号書式による。
【見出し改正 2001.12.31、2005.6.30】

第8条の2（特定土壌汚染管理対象施設の変更の届出） 次の各号の一に該当する場合には、その事由が発生した日から30日以内に法第12条第1項後段の規定によって特定土壌汚染管理対象施設の変更を届け出なければならない。 <改正 2006.3.7>
1 事業所の名称又は代表者が変更された場合
2 特定土壌汚染管理対象施設の使用を終了し、又は閉鎖する場合
3 特定土壌汚染管理対象施設を増設又は交代し、又は土壌汚染防止施設を変更する場合
4 特定土壌汚染管理対象施設に貯蔵する汚染物質を変更する場合
【本条新設 2005.6.30】

第9条（特定土壌汚染管理対象施設の設置変更等届） 令第6条第2項の規定による特定土壌汚染管理対象施設設置変更（閉鎖）届（電子文書化された届を含む）は、別紙第5号書式による。
【見出し改正 2001.12.31、2005.6.30】

第10条（特定土壌汚染管理対象施設の届出済証） 特別自治道知事・市長・郡知事・区長は、令第6条第1項及び第2項の規定によって届出又は変更（閉鎖）届出を行った者に対しては、別紙第6号書式による届出済証を交付しなければならない。 <改正 2011.10.6>
【見出し改正 2001.12.31、2005.6.30】

第10条の2（他の法令による許可又は登録の通知） ①法第12条第2項前段の「環境省令で定める法令」とは、「送油管安全管理法」をいう。 <改正 2005.6.30>
②法第12条第2項の規定によって特定土壌汚染管理対象施設の設置の届出が擬制される許可又は登録を行う行政機関の長が同項後段の規定によってその許可又は登録の事実を管轄特別自治道知事・市長・郡知事・区長に通知するに当たっては、その通知書には次の各号の書類を添付しなければならない。<改正 2005.6.30、2005.12.30、2008.7.30、2011.10.6>

1「危険物安全管理法」第6条の規定による製造所等設置許可の場合には、同法施行規則第6条及び第7条の規定による設置許可申請書（変更許可申請書）及び構造設備明細書の写し1部

2「有害化学物質管理法」第20条の規定による有毒物営業の登録の場合には、次の各号の書類

イ.「有害化学物質管理法施行規則」第18条第1項の規定による登録申請書及び有毒物質を取り扱う施設・設備等の内訳書の写し1部

ロ.「有害化学物質管理法施行規則」第19条第2項の規定による変更事項を証明することのできる書類の写し1部

3「送油管安全管理法」第3条の規定による工事計画の認可の場合には、同法施行規則第3条第1項第1号の規定による送油用施設の位置図（管径、緊急遮断バルブの位置記載）の写し1部

【本条新設 2001.12.31】

第10条の3（土壌汚染防止施設の推奨基準） 令第7条の2第1項の規定による土壌汚染防止施設の推奨設置・維持・管理基準は、別表3の2のとおりである。

【本条新設 2013.5.31】

第11条（検査申請手続き等） ①令第8条第1項又は第2項の規定による土壌汚染検査を受けようとする者は、別紙第7号書式の土壌汚染検査申請書（電子文書化された申請書を含む）に特定土壌汚染管理対象施設の図面を添付して土壌関連専門機関に提出しなければならない。 <改正 2005.6.30、2011.10.6>

②土壌関連専門機関は、第1項の規定による土壌汚染検査申請書を受けたときは、次の各号による検査及び分析を行わなければならない。

1 検査申請書を受けた日から7日以内に試料採取又は漏出検査

2 特別な事由がない限り試料採取日から14日以内に理化学的分析

【全文改正 2001.12.31】

第12条（土壌汚染度検査の周期等） ①特定土壌汚染管理対象施設の設置者は、令第8条第1項第1号本文の規定によって次の各号の区分による日から6月以内に土壌汚染度検査を受けなければならない。 <改正 2005.6.30、2008.7.30、2009.6.25>

1 別表2第1号の規定による石油類の製造及び貯蔵施設の場合には、「危険物安全管理法」第9条の規定によって施設設置に伴う完工検査を受けて適合と認められた日

2 別表2第2号の規定による有毒物の製造及び貯蔵施設の場合には、「有害化学物質管理法」第20条第1項の規定による有毒物営業の登録を行った日又は同法第34条第1項の規定による取扱い制限有毒物営業の許可を受けた日

3 別表 2 第 4 号の規定によって環境省長官が告示する施設の場合には、法第 12 条第 1 項の規定による届出を行った日

②令第 8 条第 1 項第 1 号ただし書の規定によって土壌汚染防止施設を設置した場合の土壌汚染度検査の周期及び同項第 2 号の規定による漏出検査対象施設を設置した場合の漏出検査の周期は、別表 4 のとおりである。<改正 2009.6.25>

【全文改正 2001.12.31】

【見出し改正 2008.7.30】

第 13 条（漏出検査等） ①令第 8 条第 2 項第 4 号の「環境省令で定める基準」とは別表 3 の土壌汚染憂慮基準のうち 3 地域に適用される基準をいう。<改正 2007.11.13。、2009.6.25>

②第 1 項の規定による漏出検査は、土壌汚染度検査結果の通知を受けた日から 30 日以内に受けなければならない。

【全文改正 2001.12.31】

第 14 条（検査項目） 令第 8 条第 5 項の規定による特定土壌汚染管理対象施設ごとの土壌汚染検査項目は、別表 5 のとおりである。 <改正 2005.6.30、2006.3.7>

【全文改正 2001.12.31】

第 15 条（土壌汚染検査の免除承認申請） 法第 13 条第 1 項ただし書の規定による土壌汚染検査の免除承認を申請しようとする者は、別紙第 7 号の 2 書式による土壌汚染検査免除承認申請書（電子文書化された申請書を含む）に令第 8 条の 2 第 1 項の規定による免除要件に該当することを証明することのできる書類を添付して特別自治道知事・市長・郡知事・区長に提出しなければならない。 <改正 2011.10.6>

【全文改正 2005.6.30】

第 15 条の 2（漏出検査対象施設） ①法第 13 条第 3 項ただし書の規定によって漏出検査対象施設として認定を受けようとする者は、別紙第 4 号書式の特定土壌汚染管理対象施設設置届又は別紙第 5 号書式の特定土壌汚染管理対象施設設置変更届に漏出検査対象施設への該当の有無を判断することのできる土壌関連専門機関の意見書を添付して特別自治道知事・市長・郡知事・区長に提出しなければならない。

②第 1 項の規定によって申請を受けた特別自治道知事・市長・郡知事・区長は、当該施設の漏出検査対象施設への該当の有無を判断して申請者に通知しなければならない。

【本条新設 2011.10.6】

第 16 条（検査結果の通知等） 土壌関連専門機関は、土壌汚染検査を実施したときは、法第 13 条第 4 項の規定によって検査終了後 7 日以内に別紙第 8 号書式によって特定土壌汚染管

理対象施設の設置者、管轄特別自治道知事・市長・郡知事・区長及び管轄消防署長（「危険物安全管理法」によって許可を受けた施設のうち漏出検査の結果汚染物質の漏出が確認された場合に限る）にその検査結果を通知しなければならず、検査結果の通知を受けた特定土壌汚染管理対象施設の設置者は、検査結果を 5 年間保管しなければならない。 <改正 2005.6.30、2011.10.6>
【全文改正 2001.12.31】

第 17 条（試料採取方法等） 法第 13 条第 5 項の規定による土壌汚染検査のための試料採取は、別表 6 の方法による。 <改正 2005.6.30>
【全文改正 2001.12.31】

第 17 条の 2（精密な検査のための土壌関連専門機関） 法第 13 条第 6 項の「環境省令で定める土壌関連専門機関」とは、次の各号のとおりである。
1 流域環境庁又は地方環境庁
2 市·道（特別市、広域市・道をいう。以下同じ）保健環境研究院
【本条新設 2005.6.30】

第 17 条の 3（地方公共団体の長の措置結果報告） 市・道知事又は市長・郡知事・区長は、法第 15 条第 7 項の規定によって環境省長官が要求した事項を措置したときは、遅滞なく汚染原因者、措置命令の内容及び履行期間等を環境省長官に報告しなければならず、汚染原因者が措置命令の履行を完了したときもまた履行完了内訳を環境省長官に報告しなければならない。
【本条新設 2005.6.30】

第 18 条（措置命令等に伴う履行報告） ①法第 15 条の 2 の規定による措置命令又は中止命令の履行報告は、別紙第 9 号書式の履行報告書（電子文書化された報告書を含む）に次の各号の区分による書類を添付しなければならない。 <改正 2008.7.30、2011.10.6、2013.5.31>
1 精密調査命令の場合
イ. 敷地及び周辺地域の汚染範囲の調査明細書
ロ. 各改善地点の土壌汚染度検査結果
2 施設設置・改善・移転又は浄化措置命令の場合
イ. 施設改善・汚染土壌浄化等改善明細書又は土壌浄化検証報告書。この場合、土壌浄化検証報告書には浄化方法の適正性検討内容、各浄化方法の浄化過程、土壌汚染度の変化推移、環境管理事項、土壌浄化日誌、汚染土壌の搬出内訳、浄化土壌の再使用内訳を含めなければならない。

ロ. 第1号ロの書類。ただし、敷地外で処理する場合には、各改善地点の土壌汚染度検査実施後、移転した土壌処理内容の証明資料【移転場所、移転量及び処理内容（処理者、領収書、写真等)】を提出する。

ハ. 土壌浄化検証書（土壌浄化検証対象事業の場合のみ該当する）

②市・道知事又は市長・郡知事・区長は、第 1 項の履行報告を受けたときは、関係公務員をして書類及び現場調査によって遅滞なくその命令の履行状態を確認させなければならない。<改正 2005.6.30>

【全文改正 2001.12.31】

【見出し改正 2005.6.30】

第19条（搬出浄化対象） 次の各号の一に該当する場合には、法第15条の3第3項ただし書の規定によって汚染土壌（土壌汚染度が第1条の5の規定による土壌汚染憂慮基準を超える土壌を言う。以下同じ）を搬出して浄化することができる。 <改正 2009.6.25、2013.5.31>

1「国土の計画及び利用に関する法律」による都市地域内の建設工事現場等環境省長官が定めて告示する場合

2 土壌汚染物質運送車両の転覆等緊急事故による汚染土壌でただちに処理しなければならない場合

3汚染土壌の量が5立方メートル未満であり現場で浄化する場合に浄化効率が著しく低下する場合

4 令第5条の2第2項、第8条の3第2項又は第9条の2第1項の規定によって汚染土壌の浄化措置命令を受けた者が汚染土壌浄化工事を実施したが、汚染物質の種類、汚染の程度及び技術的な限界訪によって最初の措置命令の期間内にこれを完了できなかった場合で、法第15条の6第1項本文の規定による土壌汚染調査機関の浄化過程の検証の結果搬出して浄化する必要があると認めた場合。ただし、法第15条の6第1項ただし書の規定によって浄化過程に対する検証を省略することができる場合には、最初の措置命令期間内に本文による理由のためにこれを履行できなければ別途の検証手続きなしに搬出して浄化することができる。

5 土壌汚染が発生した敷地が同一市・郡・区内に点在している場合で汚染敷地の所有者又は汚染原因者が同一であり、各汚染敷地のすべてに土壌浄化施設を設置することが困難なため土壌浄化業者が汚染敷地のうち一か所に設置した施設を利用して一括して浄化する場合（浄化対象汚染土壌の全部を一つの土壌浄化業者に委託した場合のみ該当する）

6 汚染土壌を研究目的に利用しようとする場合で国立環境科学院長の意見を聞いて環境省長官が承認した場合

【全文改正 2005.6.30】

第19条の2（汚染土壌の搬出手続き及び方法等）①法第15条の3第3項ただし書の規定によって汚染土壌を搬出して浄化しようとする者は、別紙第9号の2書式の汚染土壌搬出浄化（変更）計画書（電子文書化された計画書を含む）に次の各号の書類を添付して管轄特別自治道知事・市長・郡知事・区長に事前に提出しなければならない。<改正2008.7.30、2011.10.6、2013.5.31>

1 運搬委託契約書の写し（運搬を委託する場合のみ該当する）

2 浄化検証契約書の写し

②特別自治道知事・市長・郡知事・区長は、汚染土壌搬出浄化（変更）計画書を検討して搬出浄化の計画が適正な場合には10日以内に適正通知を行わなければならず、第19条の規定による搬出浄化対象に該当しない等搬出浄化計画の内容が適正でない場合には10日以内に汚染土壌搬出浄化（変更）計画書を不受理とし、又は補完を要求しなければならない。<改正2008.7.30、2011.10.6>

③特別自治道知事・市長・郡知事・区長は、第2項の規定によって適正と通知したときは、搬出浄化計画の内容を、搬入地を管轄する市・道知事及び市長・郡知事・区長に通知しなければならない。<改正2011.10.6、2013.5.31>

④法第15条の3第4項後段の「環境省令で定める重要な事項」とは次の各号をいう。<新設2008.7.30、2011.10.6、2013.5.31>

1 搬出汚染土壌の量又は汚染範囲（20パーセント以上増減した場合のみ該当する）

2 搬出汚染土壌の汚染の程度（20パーセント以上増減した場合のみ該当する）、又は土壌汚染物質の種類

3 浄化方法、浄化に要する期間、土壌浄化業者又は検証する土壌関連専門機関

⑤法第15条の3第4項後段の規定によって汚染土壌搬出浄化計画のうち第4項各号の一に該当する事項を変更しようとする者は、別紙第9号の2書式の汚染土壌搬出浄化（変更）計画書に変更内容に関連する書類を添付して管轄特別自治道知事・市長・郡知事・区長に提出しなければならない。この場合、第2項及び第3項を準用する。<改正2013.5.31>

⑥法第15条の3第8項の土壌引継書は、別紙第9号の3書式のとおりである。<改正2013.5.31>

⑦法第15条の3第8項の土壌引継書の作成方法、作成時期及び土壌引継ぎの時期は別表6の2のとおりである。<新設2013.5.31>

⑧第1項から第7項で定めた事項以外に汚染土壌の搬出又は浄化に必要な事項は、環境省長官が定めて告示する。<新設2013.5.31>

【本条新設2005.6.30】

第19条の3（リスク評価の項目及び方法）①法第15条の5第1項の規定によるリスク評価（以下「リスク評価」という）の対象汚染物質は、次の各号のとおりである。

1 油類：ベンゼン、トルエン、エチルベンゼン、キシレン

2 重金属類：カドミウム、銅、ヒ素、水銀、鉛、六価クロム、亜鉛、ニッケル
3 その他環境省長官が人体及び環境に危害を与えるおそれがあると認めて告示する物質
②リスク評価を行おうとする者は、リスク評価対象地域の特性を考慮して次の各号の事項を含むリスク評価計画書を作成しなければならない。この場合、市・道知事、市長・郡知事・区長又は汚染原因者は、リスク評価計画書を環境省長官に提出して検討を受けなければならない。
1 第 1 項の規定による汚染物質のうちリスク評価を実施する汚染物質
2 現場調査の方法
3 汚染物質の露出経路
4 毒性評価資料
③環境省長官、市・道知事、市長・郡知事・区長又は汚染原因者は、リスク評価機関をして第 2 項の規定によるリスク評価計画書に基づいて次の各号の項目に対してリスク評価を行い、リスク評価書を作成させなければならない。
1 汚染の範囲及び露出濃度
2 露出評価及び毒性評価の結果
3 危害の程度及び浄化の時期、浄化範囲、浄化水準
④汚染原因者は、第 3 項の規定によるリスク評価書を環境省長官又は管轄特別自治道知事・市長・郡知事・区長に提出しなければならない。
⑤環境省長官、市・道知事又は市長・郡知事・区長は、第 3 項及び第 4 項の規定によるリスク評価書に対する次の各号の事項を当該機関のインターネットホームページ等に 20 日以上公告し、リスク評価対象汚染土壌によって影響を受ける地域又はリスク評価対象地域が含まれる当該特別自治道・市・郡・区の住民がリスク評価書を縦覧することができるようにしなければならない。
1 リスク評価書の要約版
2 リスク評価書の縦覧期間及び縦覧場所
3 リスク評価書に対する意見の提出時期及び方法
⑥リスク評価対象汚染土壌によって影響を受ける地域又はリスク評価対象地域が含まれる当該特別自治道・市・郡・区の住民は、リスク評価書に対する意見を管轄特別自治道知事・市長・郡知事・区長に提出することができる。
【本条新設 2011.10.6】
【従前の第 19 条の 3 は第 19 条の 6 に移動<2011.10.6>】

第 19 条の 4（リスク評価の検証手続き）①市・道知事、市長・郡知事・区長又は汚染原因者は、法第 15 条の 5 第 3 項の規定によってリスク評価の結果を土壌浄化の時期、範囲及び水準等に反映しようとする場合には、第 19 条の 3 第 3 項の規定によるリスク評価書及び同条第 6 項の規定による地域住民の意見を環境省長官に提出して検証を受けなければな

らない。

②環境省長官は、第 1 項の規定によってリスク評価書を検証する場合には、次の各号の事項に対して検討しなければならない。

1 リスク評価実施汚染物質の適正性の当否

2 リスク評価の過程

3 危害の程度及び浄化の時期、浄化範囲、浄化水準の適正性の当否

③環境省長官は、第 1 項の規定によってリスク評価書を検証する場合には、その技術的事項を検討するために国立環境科学院又は「韓国環境公団法」による韓国環境公団（以下「韓国環境公団」という）の意見を聞くことができる。

④環境省長官は、第 1 項の規定によるリスク評価書の検証のために国立環境科学院の担当者及び韓国環境公団の担当者、リスク評価関連の専門家等で構成されたリスク評価検証委員会を組織・運営することができる。

⑤市・道知事、市長・郡知事・区長又は汚染原因者は、特別な事由がない限り第 1 項の規定による検証結果をリスク評価書に反映しなければならない。

【本条新設 2011.10.6】

【従前の第 19 条の 4 は第 19 条の 7 に移動<2011.10.6>】

第 19 条の 5（リスク評価対象地域の管理等） ①環境省長官、市・道知事、市長・郡知事・区長又は汚染原因者は、法第 15 条の 5 第 3 項の規定によってリスク評価の結果を土壌浄化の時期に反映しようとする場合、リスク評価の最初の検証後 2 年ごとに土壌関連専門機関をしてリスク評価対象地域に対する汚染土壌モニタリングを実施させなければならない。この場合、市・道知事、市長・郡知事・区長又は汚染原因者は、モニタリング結果を環境省長官に提出してリスク評価に基づく浄化時期の再検証を受けなければならない。

②その他リスク評価に関する詳細事項は環境省長官が定めて告示する。

【本条新設 2011.10.6】

第 19 条の 6（汚染土壌浄化計画の提出等） ①法第 15 条の 6 第 2 項の規定によって汚染土壌浄化計画又は汚染土壌浄化変更計画を提出しようとする者は、別紙第 9 号の 4 書式の汚染土壌浄化（変更）計画書（電子文書化された計画書を含む）に次の各号の書類を添付して浄化工事着工 7 日前まで又は浄化計画の変更事由が発生した日から 7 日以内に管轄特別自治道知事・市長・郡知事・区長に提出しなければならない。<改正 2009.6.25、2011.10.6、2013.5.31>

1 汚染土壌浄化工事計画書

2 浄化施設の設置・運営計画書（汚染土壌を搬出して浄化する場合は除く）

3 浄化事業契約書の写し

4 浄化検証契約書の写し

②法第 15 条の 6 第 2 項後段の「環境省令で定める事項」とは次の各号の事項をいう。<改正 2011.10.6>

1 汚染土壌の量又は汚染範囲（20 パーセント以上増減した場合のみ該当する）

2 土壌汚染物質の汚染の程度（20 パーセント以上増減した場合のみ該当する）又は土壌汚染物質の種類

3 浄化方法、浄化に要する期間、土壌浄化業者又は検証する土壌関連専門機関

4 浄化施設設置・運営計画の変更

③第 2 項各号の一に該当する事項を変更しようとする者は、別紙第 9 号の 4 書式の汚染土壌浄化（変更）計画書（電子文書化された計画書を含む）に変更内容に関連する書類を添付して管轄特別自治道知事・市長・郡知事・区長に提出しなければならない。<改正 2011.10.6、2013.5.31>

【全文改正 2008.7.30】

【第 19 条の 3 から移動<2011.10.6>】

第 19 条の 7（検証の手続き・方法等） ①法第 15 条の 6 第 1 項の規定による浄化過程及び浄化完了に対する検証は、浄化着工から浄化完了まで土壌浄化の段階ごとに汚染土壌が適正に浄化されるようにしなければならず、検証の手続き・内容及び方法に関する具体的な事項は環境省長官が定めて告示する。

②法第 15 条の 6 第 3 項後段の規定による検証手数料の算定基準は、別表 6 の 3 のとおりである。<改正 2008.7.30、2013.5.31>

【本条新設 2005.6.30】

【第 19 条の 4 から移動<2011.10.6>】

第 20 条（土壌汚染対策基準） 法第 16 条の規定による土壌汚染対策基準は、別表 7 のとおりである。 <改正 2001.12.31>

【第 21 条から移動、従前の第 20 条は削除<2001.12.31>】

第 21 条（対策地域指定申請書） 令第 12 条の規定による土壌保全対策地域（以下「対策地域」という）の指定申請書は、別紙第 10 号書式による。 <改正 2001.12.31>

【第 22 条から移動、従前の第 21 条は第 20 条に移動<2001.12.31>】

第 22 条（対策地域の指定・告示事項） 法第 17 条第 4 項の規定によって環境省長官が対策地域を指定するときに告示に含まれなければならない事項は、次の各号のとおりである。

1 対策地域の指定期限を定める場合には、その期限

2 その他環境省長官が必要と認めて定める事項

【第 23 条から移動、従前の第 22 条は第 21 条に移動<2001.12.31>】

第 23 条（対策地域指定標識） 令第 12 条第 4 項の規定による標識の規格は、別表 8 のとおりである。 <改正 2001.12.31、2005.6.30>
【第 24 条から移動、従前の第 23 条は第 22 条に移動<2001.12.31>】

第 24 条（対策計画の策定等） 法第 18 条第 2 項第 3 号の規定によって対策計画に含まれなければならない事項は、次の各号のとおりである。
1 汚染土壌改善事業の種類及び方法
2 単位事業ごとの主体及び事業期間
3 所要費用の総額及び調達方法
4 汚染土壌改善事業によって期待しうる効果
5 その他環境省長官が必要と認める事項
【第 25 条から移動、従前の第 24 条は第 23 条に移動<2001.12.31>】

第 25 条（汚染土壌改善事業の指導・監督機関） 法第 19 条第 1 項後段の「環境省令で定める土壌関連専門機関」とは、市・道保健環境研究院をいう。
【本条新設 2001.12.31】
【従前の第 25 条は第 24 条に移動<2001.12.31>】
【見出し改正 2005.6.30】

第 26 条（改善事業計画の承認） ①法第 19 条第 2 項前段の規定によって汚染土壌改善事業（以下「改善事業」という）計画の承認を受けようとする汚染原因者は、別紙第 11 号書式の改善事業計画（変更）承認申請書を事業開始日の 15 日前までに特別自治道知事・市長・郡知事・区長に提出しなければならない。 <改正 2011.10.6>
②法第 19 条第 2 項後段の「環境省令で定める重要事項」とは、次の各号の事項をいう。
1 改善事業の方法及び種類
2 事業期間及び事業地域
3 施設容量又は設置面積（100 分の 30 以上増減した場合のみ該当する）
4 分野ごとの所要事業費（100 分の 30 以上増減した場合のみ該当する）
③第 2 項各号の一に該当する事項を変更しようとする者は、別紙第 11 号書式の改善事業計画（変更）承認申請書を管轄特別自治道知事・市長・郡知事・区長に提出しなければならない。<改正 2011.10. 6>
【全文改正 2008.7.30】

第 27 条（対策地域内で許可される行為） 法第 21 条第 1 項ただし書の規定によって行為制限から除外される行為は、次の各号のとおりである。

1 農地に堆肥及び有機農法の手段として糞尿等を使用する行為
2 その他環境省長官が対策地域の指定目的を害するおそれがないと認める行為

第 28 条（土壌関連専門機関の指定申請） ①法第 23 条の 2 第 2 項の規定によって土壌関連専門機関として指定を受けようとする者は、別紙第 12 号書式の土壌関連専門機関指定申請書（電子文書化された申請書を含む）に次の各号の書類（電子文書を含む）を添付して市・道知事、流域環境庁長・地方環境庁長（以下「地方環境官庁の長」という）又は国立環境科学院長に提出しなければならない。 <改正 2005.6.30、2006.7.4、2011.10.6、2013.5.31>
1 検査手続きが含まれる検査業務に関する規定
2 検査施設・設備及び技術者を証明する書類
3 削除<2006.7.4>
②第 1 項の規定による申請書の提出を受けた担当公務員は、「電子政府法」第 36 条第 1 項の規定による行政情報の共同利用によって法人の場合には法人登記事項証明書、個人の場合には事業者登録証を確認しなければならない。ただし、申請人が事業者登録証の確認に同意しない場合にはその書類を添付させなければならない。<新設 2006.7.4、2008.7.30、2009.6.25、2011.10.6>
③法第 23 条の 2 第 4 項の規定によって市・道知事、地方環境官庁の長又は国立環境科学院長は、土壌関連専門機関として指定を受けた者に別紙第 13 号書式の土壌関連専門機関紙指定書を交付しなければならない。<改正 2005.6.30、2006.7.4、2011.10.6、2013.5.31>
【本条新設 2001.12.31】
【従前の第 28 条は第 33 条に移動<2001.12.31>】
【見出し改正 2005.6.30】

第 29 条（指定事項の変更申請） 土壌関連専門機関が法第 23 条の 2 第 2 項各号以外の部分後段の規定によって指定を受けた事項を変更しようとするときは、別紙第 12 号書式の土壌関連専門機関変更指定申請書（電子文書化された申請書を含む）に変更しようとする内容に関する書類及び土壌関連専門機関紙指定書を添付して市・道知事、地方環境官庁の長又は国立環境科学院長に提出しなければならない。 <改正 2005.6.30、2011.10.6、2013.5.31>
【本条新設 2001.12.31】

第 30 条（土壌関連専門機関の指定等の公告） 市・道知事、地方環境官庁の長又は国立環境科学院長は、次の各号の一に該当するときは、これを官報に公告しなければならない。 <改正 2006.3.7、2011.10.6、2013.5.31>
1 法第 23 条の 2 第 4 項の規定によって土壌関連専門機関を指定したとき

2 法第 23 条の 6 の規定によって指定を取り消したとき
3 土壌関連専門機関の申請によってその指定を取り消したとき
【本条新設 2001.12.31】

第 31 条（土壌関連専門機関の遵守事項等） ①法第 23 条の 2 第 4 項の規定による土壌関連専門機関の遵守事項は、別表 10 のとおりである。
②法第 23 条の 2 第 4 項の規定による土壌汚染検査手数料は、別表 11 のとおりである。
【本条新設 2001.12.31】

第 31 条の 2（土壌浄化業の登録申請等） ①法第 23 条の 7 第 1 項の規定によって土壌浄化業を登録しようとする者は、別紙第 15 号書式の土壌浄化業登録申請書（電子文書化された申請書を含む）に次の各号の書類（電子文書を含む）を添付して市・道知事に提出しなければならない。 <改正 2006.7.4、2009.6.25、2013.5.31>
1 施設・設備及び技術者を証明する書類
2 搬入浄化施設の設置内訳書及び図面（搬入浄化施設を設置する場合に限る）
②第 28 条第 2 項は、第 1 項の規定による登録申請手続きに関してこれを準用する。<新設 2006.7.4>
③法第 23 条の 7 第 2 項の規定によって市・道知事は、土壌浄化業を登録した者に別紙第 16 号書式の土壌浄化業登録証を交付しなければならない。<改正 2006.7.4、2013.5.31>
④土壌浄化業の登録を行った者が法第 23 条の 7 第 1 項後段の規定によって登録した事項を変更しようとするときは、別紙第 15 号書式の土壌浄化業変更登録申請書（電子文書化された申請書を含む）に変更しようとする内容に関する書類及び第 2 項の規定による土壌浄化業登録証を添付して市・道知事に提出しなければならない。<改正 2006.7.4、2013.5.31>
【本条新設 2005.6.30】

第 31 条の 3（土壌浄化業の登録等の公告） 市・道知事は、法第 23 条の 7 の規定によって土壌浄化業を登録し、又は法第 23 条の 10 の規定によって登録を取り消したときは、これを公告しなければならない。土壌浄化業者の申請によって登録を取り消したときもまた同様である。 <改正 2013.5.31>
【本条新設 2005.6.30】

第 31 条の 4（土壌浄化業者の遵守事項） 法第 23 条の 9 第 3 項の規定による土壌浄化業者の遵守事項は、別表 11 の 2 のとおりである。
【本条新設 2005.6.30】

第 31 条の 5（地位承継の届出） 法第 23 条の 12 第 3 項の規定によって土壌関連専門機関又

は土壌浄化業者の地位を承継した者は、別紙第 17 号書式の土壌関連専門機関（土壌浄化業）承継届（電子文書化された届を含む）に承継を証明する書類（電子文書を含む）及び土壌関連専門機関指定書又は土壌浄化業登録証を添付して市・道知事、地方環境官庁の長又は国立環境科学院長に提出しなければならない。ただし、「電子政府法」第 36 条第 1 項の規定によって行政情報の共同利用によって添付書類に対する情報を確認することができる場合には、その確認をもって添付書類に代えることができる。 <改正 2008.7.30、2011.10.6、2013.5.31>

【本条新設 2005.6.30】

第 32 条（技術者の教育） ①法第 23 条の 14 第 1 項の規定によって土壌関連専門機関又は土壌浄化業の技術者は、次の区分に従って国立環境人材開発院長が開設する土壌環境管理の教育課程を履修しなければならない。 <改正 2006.3.7、2008.7.30、2009.6.30、2013.5.31>

1 新規教育：土壌関連専門機関又は土壌浄化業分野の技術者として最初に従事した日から 1 年以内に 24 時間

2 補修教育：新規教育を受けた日を基準として 5 年ごとに 8 時間

②第 1 項の規定による教育は集合教育又は遠隔教育によって行う。<新設 2009.6.30>

【本条新設 2005.6.30】

【従前の第 32 条は第 36 条に移動<2005.6.30>】

第 32 条の 2（教育計画等） ①国立環境人材開発院長は、毎年 11 月 30 日までに教育課程及び教育内容を含む次年度の教育計画を策定して環境省長官に提出しなければならない。 <改正 2006.3.7>

②国立環境人材開発院長は、第 32 条の規定による教育を実施したときは、毎四半期の教育実績をその四半期終了後 15 日以内に環境省長官に報告しなければならない。<改正 2006.3.7>

③教育対象者ごとの教育の方法、その他教育に関して必要な具体的事項は環境省長官が定めて告示する。<改正 2009.6.30>

【本条新設 2005.6.30】

第 33 条（関係機関の協力） 法第 25 条第 4 号の「土壌保全のために必要な事項で環境省令で定める事項」とは、次の各号のとおりである。

1 各種開発事業等によって重大な土壌汚染のおそれがある地域に対する防止対策及び汚染された土壌の浄化措置

2 土壌汚染防止及び汚染土壌浄化分野の専門人材の確保対策

3 軍事地域内における土壌汚染防止対策及び汚染された土壌の浄化措置

4 土壌環境分野の専門技術者養成のための教育事業の推進

5 土壌汚染事故に伴う汚染土壌浄化施設の設置のための敷地の確保
6 その他環境省長官が必要と認めて定める事項
【見出し改正 2009.6.25】
【第 28 条から移動<2001.12.31>】

第 34 条（立入検査等） ①法第 26 条の 2 の規定によって特別自治道知事・市長・郡知事・区長は、次の各号の一に該当する場合、特定土壌汚染管理対象施設設置者に資料の提出を命じ、又は所属公務員をして立ち入らせて検査させることができる。 <改正 2005.6.30、2011.10.6>
1 法第 14 条第 1 項各号の一に該当する場合
2 土壌汚染物質の漏出事故によって住民の健康又は生態系に有害な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある場合
3 その他土壌汚染防止施設及び土壌汚染検査の適否の確認等のために市長・郡知事・区長が必要と認める場合
②特別自治道知事・市長・郡知事・区長が第 1 項の規定による立入検査を行うときは、その 3 日前までに立入検査の日時・理由及び内容等に関する検査計画を被検査者に通知しなければならない。ただし、緊急を要し、又は事前に通知する場合証拠の隠滅等によって検査の目的を達成することができないと認めるときはこの限りでない。<新設 2005.6.30、2011.10.6>
③特別自治道知事・市長・郡知事・区長は、第 1 項の規定によって資料を受け、又は立入検査を行ったときは、その結果を別紙第 18 号書式による特定土壌汚染管理対象施設管理表に記載しなければならない。<改正 2005.6 30、2011.10.6>
【本条新設 2001.12.31】

第 35 条（特定土壌汚染管理対象施設設置状況等の報告） 法第 26 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定による特定土壌汚染管理対象施設の設置状況及び行政処分実績の報告は、それぞれ別紙第 19 号書式及び別紙第 20 号書式による。
【本条新設 2001.12.31】
【見出し改正 2005.6.30】

第 36 条（行政処分の基準） ①法第 26 条の 4 の規定による行政処分の基準は、別表 12 のとおりである。 <改正 2005.6.30>
②削除<2009.6.25>
【本条新設 2001.12.31】
【第 32 条から移動<2005.6.30>】

第 37 条（規制の再検討）環境省長官は、次の各号の事項に対して次の各号の基準日を基準として 3 年ごとに（3 年目に当たる年の基準日と同じ日までをいう）その妥当性を検討して改善等の措置を講じなければならない。

1 第 8 条の 2 の規定による特定土壌汚染管理対象施設の変更届出対象：2014 年 1 月 1 日

2 第 19 条の規定による搬出浄化対象：2014 年 1 月 1 日

3 第 31 条の 2 第 1 項及び第 4 項の規定による土壌浄化業の登録・変更登録申請時の提出書類：2014 年 1 月 1 日

4 第 31 条の 4 及び別表 11 の 2 の規定による土壌浄化業者の遵守事項：2014 年 1 月 1 日

5 第 31 条の 5 の規定による地位承継届出時の提出書類：2014 年 1 月 1 日

6 第 32 条第 1 項の規定による技術者教育の種類・周期・時間：2014 年 1 月 1 日

【全文改正 2014.4.30】

附則<環境省令第 16 号、1996.1.4>

この規則は、1996 年 1 月 6 日から施行する。

～　中略　～

附則<環境省令第 553 号、2014.4.30>

この規則は、公布の日から施行する。

土壌環境保全法施行令

2014年1月1日　大統領令第25050号、
2013年12月30日　他法改正

所管：環境省土壌地下水課

第1条（目的） この令は、「土壌環境保全法」から委任された事項及びその施行に関して必要な事項を規定することを目的とする。 <改正 2005.6.30>

第2条削除<2001.12.19>

第3条削除<2001.12.19>

第4条（基本計画及び地域計画の策定方法等） ①環境省長官は、「土壌環境保全法」（以下「法」という）第4条第1項の規定による土壌保全基本計画（以下「基本計画」という）の策定のために必要と認める場合には、関係中央行政機関の長及び特別市長・広域市長・道知事又は特別自治道知事（以下「市・道知事」という）並びに関係機関・団体の長に基本計画の策定に必要な資料の提出を要請することができる。 <改正 2005.6.30、2011.9.30>

②環境省長官は、基本計画が策定され、又は法第4条第4項の規定によって地域土壌保全計画（以下「地域計画」という）を承認したときは、遅滞なく関係行政機関の長に通知しなければならず、通知を受けた関係行政機関の長は、特別な事由のある場合を除き、基本計画及び地域計画の施行のために必要な措置を講じなければならない。

第5条（損失補償） ①法第9条第1項の規定による損失補償は、土地・建物・立木・土石その他の工作物の取引価格・賃貸料・収益性等を考慮した価格としなければならない。

②法第9条第2項の規定によって損失補償を請求しようとする者は、次の各号の事項を記載した損失補償請求書に損失に関する証憑書類を添付して環境省長官、市・道知事、市長・郡知事・区長（自治区の区長をいう。以下同じ）又は法第23条の2の規定による土壌関連専門機関（以下「土壌関連専門機関」という）の長に提出しなければならない。<改正 2001.12.19、2005.6.30 >

1 請求人の氏名・住民登録番号及び住所
2 損失を被った日時及び場所
3 損失の内容
4 損失額及びその内訳並びに算出方法

③環境省長官、市・道知事、市長・郡知事・区長または土壌関連専門機関の長は、第 2 項の規定による損失補償請求書を受け取ったときは、遅滞なく次の各号の事項を請求人に通知しなければならない。<改正 2001.12.19、2005.6.30>

1 協議期間及び方法

2 補償の時期・方法及び手続き

④法第 9 条第 4 項の規定によって土地収用委員会に裁決を申請しようとする者は、次の各号の事項を記載した裁決申請書を管轄土地収用委員会に提出しなければならない。

1 裁決申請人及び相手方の氏名及び住所

2 事業の種類

3 損失発生の事実

4 処分庁の決定した損失補償額及び損失補償申請人の要求した損失額の内訳

5 協議の経緯

⑤削除<2001.12.19>

第 5 条の 2（土壌環境評価） ①法第 10 条の 2 の規定による土壌環境評価は、次の各号の区分に従って基礎調査、概況調査、精密調査の順序で実施するが、基礎調査又は概況調査のみで対象敷地が汚染されていないことがわかるときは、次の順序の調査を省略し、土壌環境評価を終了することができる。 <改正 2013.5.31>

1 基礎調査：資料調査、現地調査等による土壌汚染の蓋然性の有無の調査

2 概況調査：試料の採取及び分析による土壌汚染の有無の調査

3 精密調査：試料の採取及び分析による土壌汚染の程度及び範囲の調査

②土壌環境評価の手続き及び方法の具体的な事項は環境省長官が定めて告示する。

【本条新設 2011.9.30】

【従前の第 5 条の 2 は第 5 条の 3 に移動<2011.9.30>】

第 5 条の 3（精密調査命令等） ①特別自治道知事・市長・郡知事・区長は、法第 11 条第 3 項の規定によって汚染原因者に土壌精密調査を実施することを命じるときは、土壌汚染地域の範囲等を勘案して 6 月の範囲内でその履行期間を定めなければならない。ただし、特別自治道知事・市長・郡知事・区長は、調査地域の規模等によってやむを得ず履行期間内に調査を履行できなかった者に対しては、6 月の範囲で 1 回に限ってその履行期間を延長することができる。 <改正 2011.9.30>

②特別自治道知事・市長・郡知事・区長は、法第 11 条第 3 項の規定によって汚染原因者に汚染土壌（土壌汚染度が法第 4 条の 2 の規定による土壌汚染憂慮基準を超える土壌をいう。以下同じ）の浄化措置を命じるときは、汚染土壌の規模等を勘案して 2 年の範囲内でその履行期間を定めなければならない。ただし、特別自治道知事・市長・郡知事・区長は、浄化工事の規模、浄化工法等によってやむを得ず履行期間内に浄化措置命令を履行できなか

った者に対しては、毎回1年の範囲内で2回までその履行期間を延長することができる。<改正 2011.9.30>

【本条新設 2005.6.30】

【第5条の2から移動<2011.9.30>】

第6条（特定土壌汚染管理対象施設の届出等） ①法第12条第1項の規定によって特定土壌汚染管理対象施設の設置を届け出ようとする者は、特定土壌汚染管理対象施設設置届に次の各号の書類を添付して特別自治道知事・市長・郡知事・区長に提出しなければならない。ただし、「国防・軍事施設事業に関する法律」第2条第1号ハの規定による軍用油類貯蔵施設の場合には、環境省令で定めるところによって一部の書類の提出を免除し、又は記載事項の一部を省略することができる。<改正 2005.6.30、2009.6.16、2011.9.30、2012.1.25>

1 特定土壌汚染管理対象施設の位置・構造及び設備に関する図面

2 「危険物安全管理法」第6条の規定による危険物製造所・貯蔵所・取扱所の設置許可書及び貯蔵施設ごとの構造設備明細表

3 その他土壌汚染を防止するために特別自治道知事・市長・郡知事・区長が必要と認める事項

②法第12条第1項後段の規定によって特定土壌汚染管理対象施設の変更（閉鎖を含む）を届け出ようとする者は、特定土壌汚染管理対象施設設置変更（閉鎖）届出書に変更（閉鎖）内訳書を添付して特別自治道知事・市長・郡知事・区長に提出しなければならない。<改正 2005.6.30、2011.9.30>

【見出し改正 2005.6.30】

第7条（特定土壌汚染管理対象施設の土壌汚染防止施設の設置等） ①特定土壌汚染管理対象施設の設置者（その施設を運営する者を含む。以下同じ）は、法第12条第3項の規定によって特定土壌汚染管理対象施設ごとに次の各号に該当する土壌汚染防止施設を設置し、適正に維持・管理しなければならない。 <改正 2001.12.19、2005.6.30、2011.9.30>

1 特定土壌汚染管理対象施設の腐食・酸化防止のための処理を施し、又は土壌汚染物質が漏出しないようにするために漏出防止性能を有する材料を使用し、又は二重壁タンク等漏出防止設備を設置し、適正に維持・管理すること

2 特定土壌汚染管理対象施設のうち地下に埋設される貯蔵施設の場合には、土壌汚染物質が漏出することを感知し、又は漏出の有無を確認することのできる測定機器等の施設を設置し、適正に維持・管理すること

3 特定土壌汚染管理対象施設から土壌汚染物質が漏出した場合に備えて汚染拡散防止又は毒性低減等の措置に必要な施設を設置し、適正に維持・管理すること

②第1項の規定による土壌汚染防止施設の設置・維持・管理基準及びその他必要な事項は、環境省長官が関係中央行政機関の長との協議を経てこれを告示する。<改正 2001.12.19、

2013.5.31>
【見出し改正 2001.12.19、2005.6.30】

第 7 条の 2（土壌汚染の防止に効果的な施設の設置の推奨及び支援）①環境省長官は、特定土壌汚染管理対象施設を設置しようとする者に第 7 条第 1 項各号の規定による土壌汚染防止施設を設置し、維持・管理するに当たって同条第 2 項の規定によって告示された設置・維持・管理基準より土壌汚染の事前予防及び拡散の防止に効果的な基準である環境省令で定める設置・維持・管理基準に適合するように施設を設置し、維持・管理するよう推奨することができる。

②第 1 項の規定によって推奨される設置・維持・管理基準（以下「推奨設置・維持・管理基準」という）に適合するように土壌汚染防止施設を設置し、維持・管理する場合、第 7 条第 2 項の規定によって告示された設置・維持・管理基準に適合しているものとみなす。

③環境省長官は、第 1 項の推奨設置・維持・管理基準に適合するように施設を設置し、維持・管理する特定土壌汚染管理対象施設設置者に行政的・財政的支援を行うことができる。

【本条新設 2013.5.31】

第 8 条（特定土壌汚染管理対象施設の土壌汚染検査）①特定土壌汚染管理対象施設の設置者は、次の各号の区分に従って定期的に法第 13 条第 1 項の規定による土壌汚染検査を受けなければならない。ただし、第 1 号の規定による土壌汚染度検査と第 2 号の規定による漏出検査を受けなければならない年が同じ場合には、土壌汚染度検査を翌年に受けることができる。 <改正 2011.9.30>

1 毎年 1 回環境省令で定める時期に土壌関連専門機関から土壌汚染度検査を受けること。ただし、第 7 条の規定による土壌汚染防止施設を設置し、適正に維持・管理している場合には、環境省令で定める基準によって検査周期を 5 年の範囲で調整することができる。

2 法第 13 条第 3 項ただし書に該当する特定土壌汚染管理対象施設（「危険物安全管理法施行令」第 17 条の規定による定期検査の対象施設を除く。以下「漏出検査対象施設」という）を設置した後 10 年が経過したときは、6 月以内に土壌関連専門機関から漏出検査を受けなければならず、その後は環境省令で定めるところによって漏出検査を受けること

②特定土壌汚染管理対象施設の設置者は、第 1 項の規定による土壌汚染検査以外に土壌関連専門機関から次の各号の規定による検査を受けなければならない。ただし、第 1 項第 1 号の規定による土壌汚染度検査を受けた後 3 月以内に第 1 号から第 3 号の一に該当する事由が発生する場合にはこの限りでない。

1 特定土壌汚染管理対象施設の設置者がその施設の使用を終了し、又はこれを閉鎖する場合には、使用終了日又は閉鎖日の 3 月前から使用終了日の前日又は閉鎖日の前日までの期間に土壌汚染度検査を受けること

2 特定土壌汚染管理対象施設の譲渡・賃貸等によってその施設の運営者が変わる場合には、

変更日の3月前から変更日の前日までの期間に土壌汚染度検査を受けること

3 特定土壌汚染管理対象施設の設置者がその施設を交代し、又はその施設に貯蔵する土壌汚染物質の種類を変更する場合には、交代又は変更日の3月前から交代又は変更日の前日までの期間に土壌汚染度検査を受けること

4 漏出検査対象施設の場合、第1項第1号及び本項第1号から第3号の規定による土壌汚染度検査の結果、環境省令で定める基準以上に土壌が汚染されている事実が確認されたときは遅滞なく漏出検査を受けること

5 特定土壌汚染管理対象施設から土壌汚染物質が漏出した事実を知ったときは遅滞なく土壌汚染度検査及び漏出検査（漏出検査対象施設のみ該当する）を受けること

③第2項第1号から第3号又は第5号の規定による土壌汚染度検査を受けた場合には、第1項第1号の規定による次の回の土壌汚染度検査を受けたものとみなし、第2項第4号又は第5号の規定による漏出検査を受けた場合には、その検査を受けた日を基準として第1項第2号の規定による漏出検査を受けなければならない。

④第2項第1号から第3号の一に該当する場合であっても、当該検査期間内に同項第5号の規定による検査を受けた場合には、別途土壌汚染検査を受けない。

⑤土壌汚染検査の項目に関して必要な事項は環境省令で定める。

【全文改正 2009.6.16】

第8条の2（土壌汚染検査の免除等） ①特別自治道知事・市長・郡知事・区長が法第13条第1項ただし書の規定によって特定土壌汚染管理対象施設に対する土壌汚染検査免除の承認を行うことのできる場合は次の各号のとおりである。 <改正 2011.9.30、2013.5.31>

1 特定土壌汚染管理対象施設のうち「送油管安全管理法」による送油管施設で油類の流出の有無を確認することのできる装置が設置されている場合（土壌汚染度検査に限る）又は同法第8条の規定による安全検査を受ける場合（漏出検査に限る）

2 土壌試掘を行うことのできない地盤又は建物地下等に設置されていて土壌試料の採取が不可能だと土壌汚染調査機関が認める場合

3 貯蔵施設に1年以上の土壌汚染物質を貯蔵しない場合等土壌関連専門機関が土壌汚染検査が必要でないと認める場合

4 同種の土壌汚染物質を貯蔵する複数の施設のうち一部施設の使用を終了し、又は閉鎖する場合（第8条第2項第1号の規定による土壌汚染度検査に限る）

4の2 推奨設置・維持・管理基準に適合するように土壌汚染防止施設を設置した日から15年以内の場合（第8条第1項の規定による定期土壌汚染検査に限る）

5 第8条第5項の規定による検査項目が同じ種類の土壌汚染物質に貯蔵物質を変更しようとする場合（第8条第2項第3号の規定による土壌汚染度検査に限る）

6 その他土壌浄化命令を受け、浄化中の場合等特別自治道知事・市長・郡知事・区長が土壌汚染検査が必要でないと認める場合

②第1項第1号・第4号・第5号及び第6号の場合には、法第13条第2項ただし書の規定によって土壌汚染検査免除承認申請時に土壌関連専門機関の意見を添付しなくともよい。

③第1項第1号の規定による特定土壌汚染管理対象施設が2以上の特別自治道知事・市長・郡知事・区長の管轄区域にまたがっている場合には、当該特定土壌汚染管理対象施設設置者の主たる事務所を管轄する特別自治道知事・市長・郡知事・区長が同施設に対する土壌汚染検査免除の承認を行う。<改正 2011.9.30>

④特別自治道知事・市長・郡知事・区長は、土壌汚染検査を免除された特定土壌汚染管理対象施設の免除事由が消滅したときは、遅滞なくその免除承認を撤回しなければならない。<改正 2011.9.30>

【本条新設 2005.6.30】

【従前の第8条の2は第8条の3に移動<改正 2005.6.30>】

第8条の3（是正命令等） ①特別自治道知事・市長・郡知事・区長は、法第14条第1項の規定によって特定土壌汚染管理対象施設の設置者に土壌汚染防止施設の設置若しくは改善又は土壌精密調査の実施を命じるときは、第8条の規定による土壌汚染検査の結果と特定土壌汚染管理対象施設の種類・規模等を勘案して 6 月の範囲でその履行期間を定めなければならない。ただし、特別自治道知事・市長・郡知事・区長は、調査地域の規模等によってやむを得ず履行期間内に命令を履行できなかった者には 6 月の範囲で 1 回その履行期間を延長することができる。 <改正 2011.9.30>

②特別自治道知事・市長・郡知事・区長は、法第14条第1項の規定によって特定土壌汚染管理対象施設の設置者に汚染土壌の浄化措置を命じる場合には、2年の範囲でその履行期間を定めなければならない。ただし、特別自治道知事・市長・郡知事・区長は、工事の規模・工法等によってやむを得ず履行期間内に浄化措置を履行できなかった者には、毎回1年の範囲で2回までその履行期間を延長することができる。<改正 2011.9.30>

【全文改正 2009.6.16】

第9条（土壌精密調査命令等） ①市・道知事又は市長・郡知事・区長は、法第15条第1項の規定によって汚染原因者に土壌精密調査を受けることを命じるときは、土壌汚染地域の範囲等を考慮して 6 月の範囲内でその履行期間を定めなければならない。ただし、市・道知事又は市長・郡知事・区長は、調査地域の規模等によってやむを得ず履行期間内に調査を履行できなかった者に対しては 6 月の範囲で 1 回に限ってその履行期間を延長することができる。 <改正 2005.6.30、2011.9.30>

②削除<2005.6.30>

【全文改正 2001.12.19】

第9条の2（措置命令等） ①市・道知事又は市長・郡知事・区長は、法第15条第3項の規

定によって汚染原因者に土壌汚染防止のための措置の命令（以下「措置命令」という）を行ときは、土壌汚染物質及び施設の種類・規模等を勘案して 2 年の範囲内でその履行期間を定めなければならない。 <改正 2005.6.30>

②市・道知事又は市長・郡知事・区長は、工事の規模・工法等によってやむを得ず第 1 項の履行期間内に措置命令を履行できなかった者には毎回1年の範囲で2回までその履行期間を延長することができる。<改正 2005.6.30、2009.6.16>

【本条新設 2001.12.19】

第 10 条（汚染土壌の浄化基準及び浄化方法） ①法第 15 条の 3 第 1 項の規定による汚染土壌の浄化基準は法第 4 条の 2 の規定による土壌汚染の憂慮基準とする。<新設 2005.6.30>

②法第 15 条の 3 第 1 項の規定による汚染土壌の浄化方法は次の各号のとおりである。<改正 2005.6.30、2011.9.30>

1 微生物又は植物を利用した汚染物質の分解・吸収等生物学的処理

2 汚染物質の遮断・分離抽出・洗浄処理等物理・化学的処理

3 汚染物質の焼却・分解等熱処理

③第 2 項各号の規定による浄化方法の詳細な事項は環境省長官が定めて告示する。<改正 2005.6.30>

【見出し改正 2005.6.30】

第 11 条（汚染原因者による直接浄化） 次の各号の一に該当する汚染土壌については法第 15 条の 3 第 2 項ただし書の規定によって汚染原因者が法第 23 条の 7 第 1 項の規定による土壌浄化業の登録を行った者（以下「土壌浄化業者」という）に委託せず、直接浄化することができる。

1「国防・軍事施設事業に関する法律」による軍部隊施設内の汚染土壌又は軍事活動による汚染土壌でその量が 50 立方メートル未満のもの

2 有機溶剤又は油類による汚染土壌でその量が 5 立方メートル未満のもの

【本条新設 2005.6.30】

第 11 条の 2（自然に起因する土壌汚染の立証方法） ①法第 15 条の 5 第 2 項第 4 号の「大統領令で定める方法」とは、次の各号の一に該当する方法をいう。

1 当該汚染物質の濃度が周辺地域の土壌分析結果と近似していることを証明するもの

2 当該汚染物質が対象敷地の基盤岩に起因することを証明するもの

3 その他科学的な方法によって当該汚染物質が自然に起因して発生したことを証明するもの

②市・道知事、市長・郡知事・区長又は汚染原因者は、法第 15 条の 5 第 2 項第 4 号の規定によるリスク評価を実施しようとする場合には、土壌関連専門機関が作成した第 1 項各号

の事項に対する報告書を環境省長官に提出しなければならない。

③環境省長官は、第 2 項の規定によって提出された報告書を確認し、自然に起因する土壌汚染の有無等その結果を市・道知事、市長・郡知事・区長又は汚染原因者に通知しなければならない。

【本条新設 2011.9.30】

【従前の第 11 条の 2 は第 11 条の 3 に移動<2011.9.30>】

第 11 条の 3（浄化過程検証の省略） 法第 15 条の 6 第 1 項ただし書の規定によって汚染土壌の量が 1,000 立方メートル未満【重金属による汚染土壌の土壌汚染度が法第 16 条の規定による土壌汚染対策基準（以下「対策基準」という）を超えるもので 500 立方メートル以上のものを除く】である場合には、浄化過程に対する検証を省略することができる。

【本条新設 2005.6.30】

【第 11 条の 2 から移動<2011.9.30>】

第 11 条の 4（土壌管理団地造成計画の策定） 環境省長官は、法第 15 条の 7 第 2 項の規定によって土壌壌管理団地造成計画を策定するときは、次の各号の事項を含めなければならない。

1 造成の目的、必要性、造成及び運営期間

2 位置・面積等造成対象敷地の状況

3 造成対象敷地の確保方法

4 造成のための事業費の確保及び財源調達方法

5 交通施設等の主要基盤施設の設置及び運営計画

6 環境保全計画

7 汚染土壌の浄化処理容量

8 浄化された土壌のリサイクル及び普及に関する事項

【本条新設 2011.9.30】

第 11 条の 5（土壌管理団地造成計画の変更） 法第 15 条の 7 第 2 項後段の「大統領令で定める重要な事項を変更しようとする場合」とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

1 造成対象敷地面積の 20 パーセントを超えて変更しようとする場合

2 汚染土壌の浄化処理容量の 20 パーセントを超えて変更しようとする場合

【本条新設 2011.9.30】

第 12 条（土壌保全対策地域の指定） ①法第 17 条第 1 項ただし書の「大統領令が定める場合に該当する地域」とは、次の各号のとおりである。 <新設 2005.6.30>

1 栽培作物中の汚染物質含量が「食品衛生法」第 7 条の規定による重金属残留許容基準（以

下「重金属残留許容基準」という）を超えた面積が1万平方メートル以上の農耕地

2 重金属・油類等の土壌汚染物質によって土壌・地下水等が複合的に汚染されて人の健康に被害を与え、又は環境上の危害があって特別な対策が必要な地域

②特別自治道知事・市長・郡知事・区長は、法第17条第2項の規定によって環境省長官に土壌保全対策地域の指定を要請するときは、土壌保全対策地域指定申請書を環境省長官に提出しなければならない。<改正 2005.6.30、2009.6.16、2011.9.30>

③法第17条第3項の規定による土壌保全対策地域の指定基準は次の各号のとおりである。<改正 2005.6.30、2011.9.30>

1 農耕地の場合には、地表面から30センチメートルまでの土壌汚染度が対策基準を超え、又は特別自治道知事・市長・郡知事・区長が栽培作物中の汚染物質含量が重金属残留許容基準を超過しているとして対策地域の指定を要請した地域であること

2 農耕地以外の地域の場合には、地表面から地下水（帯水層）面上部の土壌の間の土壌汚染度が対策基準を超過した地域又は特別自治道知事・市長・郡知事・区長が対策地域指定を要請した地域で人体への被害が懸念され、その面積が1万平方メートル以上の区域であること

④環境省長官は、法第17条第4項の規定によって対策地域を指定・告示したときは、その告示内容及び関係書類を当該特別自治道知事・市長・郡知事・区長に送付して一般に閲覧させるようにし、当該対策地域内の一般人の出入りが頻繁な場所に指定内容を知らせる標識を設置させなければならない。<改正 2005.6.30、2011.9.30>

【全文改正 2001.12.19】

第12条の2（対策計画の策定） 法第18条第1項の規定による対策地域が2以上の市・郡区にまたがる場合には、当該対策地域の面積が広い地域の管轄特別自治道知事・市長・郡知事・区長が対策計画を策定しなければならない。この場合、対策計画を策定する特別自治道知事・市長・郡知事・区長は、対策計画の策定主体ではない特別自治道知事・市長・郡知事・区長と協議しなければならない。 <改正 2011.9.30>

【本条新設 2005.6.30。】

第13条（汚染土壌改善事業の種類） 法第18条第4項の規定による汚染土壌改善事業の種類は次の各号のとおりである。 <改正 2005.6.30、2009.6.16、2011.9.30、2013.5.31>

1 客土及び土壌改良剤の使用等の耕土培養事業

2 汚染された水路の浚渫事業

3 汚染土壌の衛生埋立・浄化事業

4 汚染物質の吸収力の強い植物植栽事業

5 その他特別自治道知事・市長・郡知事・区長が必要と認める事業

第 13 条の 2（住民健康被害調査等） 法第 18 条第 5 項の規定による住民健康被害調査及び対策の内容に含まれなければならない事項は次の各号のとおりである。 <改正 2013.5.31>

1 健康被害調査の対象及び方法

2 健康被害調査機関

3 健康被害の判定及び対策

4 その他健康被害調査及び対策に必要な事項

【本条新設 2005.6.30】

第 14 条（対策地域の管轄の調整） ①法第 19 条第 4 項の規定による対策地域の汚染土壌改善事業は管轄地域ごとに実施するが、地域ごとに区分して実施することが困難な場合には、汚染面積の広い地域の管轄特別自治道知事・市長・郡知事・区長が汚染土壌改善事業を実施しなければならない。 <改正 2005.6.30、2011.9.30>

②第 1 項の規定による事業の実施主体ではない関係特別自治道知事・市長・郡知事・区長は、当該汚染土壌改善事業の実施に積極的に協力しなければならない。<改正 2005.6.30、2011.9.30>

第 15 条（土地利用等の制限） 法第 20 条の規定によって特別自治道知事・市長・郡知事・区長が対策地域内で土地の利用又は施設の設置を制限しようとするときは、その対象・方法・期間・区域等を定めて告示しなければならない。この場合「国土の計画及び利用に関する法律」における用途地域の指定目的及び行為制限との均衡を考慮しなければならない。<改正 2002.12.26、2005.6.30、2011.9.30>

第 16 条（対策地域内における施設設置制限） 法第 21 条第 2 項の「対策地域内で指定目的を害するおそれがあると認められる大統領令が定める施設」とは、対策地域指定の主要原因となった汚染物質を排出する施設、汚染物質が含まれる原料を使用する施設又は汚染物質が含まれる製品を生産する施設をいう。

第 17 条（廃金属鉱山地域に関する特例） 特別自治道知事・市長・郡知事・区長は、管轄区域のうち、「鉱山保安法」第 18 条の規定による鉱業権者又は租鉱権者であった者の責任が消滅した金属鉱山地域の現状を把握して市・道知事及び環境省長官に報告しなければならない。 <改正 2005.6.30、2011.9.30>

第 17 条の 2（土関連専門機関の指定基準等） ①法第 23 条の 2 第 2 項各号以外の部分前段の規定によって土壌関連専門機関の指定を受けようとする者が備えなければならない検査施設・設備及び技術者は、別表 1 のとおりである。 <改正 2013.5.31>

②法第 23 条の 2 第 2 項各号以外の部分後段の規定によって変更指定を受けなければならない事項は次の各号のとおりである。<改正 2013.5.31>

1 商号又は事業所所在地の変更

2 代表者の変更

3 技術者の変更

③第 2 項各号の事項を変更しようとするときは、変更事由が発生した日から 60 日以内に変更指定を受けなければならない。<改正 2009.6.16>

【本条新設 2005.6.30】

【従前の第 17 条の 2 は第 17 条の 3 に移動<2005.6.30>】

第 17 条の 3（土壌汚染調査機関） 法第 23 条の 2 第 3 項各号以外の部分ただし書の「大統領令で定める機関」とは次の各号のとおりである。<改正 2004.1.9、2005.6.30、2005.7.22、2008.10.8、2009.6.16、2013.5.31>

1 国立環境科学院

2 市・道保健環境研究院

3 流域環境庁又は地方環境庁

4 削除<2009.6.16>

5 削除<2009.6.16>

【本条新設 2001.12.19】

【第 17 条の 2 から移動<2005.6.30>】

第 17 条の 4（土壌浄化業の登録要件等） ①法第 23 条の 7 第 1 項前段の規定によって土壌浄化業の登録を行おうとする者が備えなければならない施設・設備及び技術者は、別表 2 のとおりである。

②法第 23 条の 7 第 1 項後段の規定によって変更登録を行わなければならない事項は次の各号のとおりである。

1 商号又は事業所所在地の変更

2 代表者の変更

3 技術者の変更

4 別表 2 第 1 号ロの規定による搬入浄化施設の変更

③第 2 項第 1 号から第 3 号の事項を変更しようとするときは、変更事由が発生した日から 30 日以内に変更登録を行わなければならず、第 2 項第 4 号の事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更登録を行わなければならない。

④環境省長官は、法第 23 条の 7 第 1 項の規定による登録申請があるときは、次の各号の一に該当する場合を除き、登録を認めなければならない。<新設 2011.9.30>

1 法第 23 条の 5 の規定による兼業の禁止対象に該当する場合

2 法第 23 条の 8 の規定による欠格事由に該当する場合
3 他の法令によって施設の設置・運営が禁止又は制限される地域に施設を設置しようとする場合（搬入浄化施設を設置する場合に限って適用する）
4 第 1 項の規定による施設・設備及び技術者を備えていない場合
5 その他本法律又は他の法令による制限に違反する場合
【本条新設 2005.6.30】

第 17 条の 5（下請けの禁止）①法第 23 条の 9 第 2 項の「大統領令で定める工事」とは、土壌浄化施設の運営工種をいう。 <改正 2013.5.31>
②法第 23 条の 9 第 2 項ただし書の「大統領令で定めるやむを得ない事由」とは、次の各号の一に該当する事由をいう。<新設 2013.5.31>
1 天災の発生によって緊急な土壌浄化が必要な場合
2「災害及び安全管理基本法」第 60 条の規定によって特別災害地域の宣告を受けて緊急な土壌浄化が必要な場合
【本条新設 2011.9.30】

第 18 条（権限の委任・委託）①法第 27 条第 1 項の規定によって環境省長官は次の権限を流域環境庁長又は地方環境庁長に委任する。 <改正 2001.12.19、2002.8.8、2005.6.30、2011.9.30、2013.5.31>
1 法第 5 条第 1 項の規定による測定網の設置及び常時測定
2 法第 5 条第 4 項の規定による土壌精密調査
3 法第 7 条第 1 項の規定による土地等の収用又は使用
4 法第 23 条の 2 第 2 項第 1 号及び同条第 4 項の規定による土壌環境評価機関の指定及び公告
5 法第 23 条の 6 の規定による土壌環境評価機関に対する行政処分
5 の 2 法第 23 条の 12 第 3 項の規定による土壌環境評価機関の地位承継届出の受付・処理
5 の 3 削除<2013.5.31>
6 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による土壌環境評価機関に対する報告・資料提出の要求及び検査
7 法第 26 条の 5 第 2 号の規定による土壌環境評価機関の指定取消しに対する聴聞
8 法第 32 条の規定による過料の賦課・徴収
②法第 27 条第 1 項の規定によって環境省長官は次の各号の権限を国立環境科学院長に委任する。<新設 2011.9.30、2013.5.31>
1 法第 23 条の 2 第 2 項第 1 号及び同条第 4 項の規定によるリスク評価機関の指定及び公告
2 法第 23 条の 6 の規定によるリスク評価機関に対する行政処分
3 法第 23 条の 12 第 3 項の規定によるリスク評価機関の地位承継届出の受付及び処理

4 法第 26 条の 2 第 2 項の規定によるリスク評価機関に対する報告・資料提出の要求及び検査

5 法第 26 条の 5 第 2 号の規定によるリスク評価機関の指定取消しに対する聴聞

③法第 27 条第 2 項の規定によって環境省長官は次の各号の業務を「韓国環境公団法」による韓国環境公団に委託することができる。この場合、環境省長官はその委託日時及び業務を告示しなければならない。<新設 2013.5.31>

1 法第 4 条第 1 項の規定による土壌保全に関する基本計画の策定に必要な調査

2 法第 5 条第 4 項の規定による土壌精密調査

3 法第 6 条の 2 第 1 項の規定による表土の浸食現況及び程度に対する調査

4 法第 6 条の 3 第 1 項の規定による土壌精密調査及び土壌浄化

5 法第 7 条第 1 項の規定による土地等の収用又は使用に関連する業務。ただし、環境省長官から委託された業務に必要な範囲に限る。

6 法第 15 条の 7 第 2 項の規定による土壌管理団地造成計画の策定・変更、意見聴取、協議

7 法第 15 条の 7 第 3 項の規定による土壌管理団地の土地の一部の使用・収益への提供、貸付け又は売却に関連する業務

【見出し改正 2013.5.31】

第 18 条の 2（規制の再検討） 環境省長官は、次の各号の事項について次の各号の基準日を基準として 3 年ごとに（3 年目に当たる年の基準日と同じ日までをいう）その妥当性を検討して改善等の措置を講じなければならない。

1 第 8 条の 3 の規定による是正命令等：2014 年 1 月 1 日

2 第 17 条の 2 及び別表 1 による土壌関連専門機関の指定基準等：2014 年 1 月 1 日

3 第 17 条の 4 及び別表 2 による土壌浄化業の登録要件等：2014 年 1 月 1 日

【全文改正 2013.12.30】

第 19 条（過料の賦課基準） 法第 32 条第 1 項及び第 2 項の規定による過料の賦課基準は、別表 3 のとおりである。 <改正 2011.9.30>

【全文改正 2009.6.16】

附則<第 14848 号、1995.12.29>

この令は 1996 年 1 月 6 日から施行する。

～ 中略 ～

附則<第 25050 号、2013.12.30>

この令は 2014 年 1 月 1 日から施行する。 <ただし書省略>